

写

平成26年11月20日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 岩井 隆

特別職の報酬等の額について（答申）

平成26年11月4日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

答 申

1 はじめに

本審議会は、平成26年11月4日、文京区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、文京区長から、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

2 一般職の給料及び特別職の報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する平成26年の特別区人事委員会勧告 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
404,218 円	403,409 円	809 円 (0.20%)

(2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「公民較差（△588 円、0.14%）を解消するため、給料表の引下げ改定を行うべきである」とする勧告に基づき、減額改定を行った。

特別職の報酬等の額についても、特別区人事委員会が一般職の給与に対して0.14%引き下げる勧告を行っていることを十分に考慮し、同等の措置を適用することが必要であるとの結論に達した。

また、来年度以降、特別区人事委員会が、一般職の給料に対して引き上げ改定勧告を行った際には、特別職の報酬等についても引き上げを行うべきであるとの意見があった。

(3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、順位は中位から下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

- (1) 10月の月例経済報告（内閣府）によると、「景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」
- (2) 文京区は、着実な財政運営を行っているが、経常収支比率は4年連続で適正水準を上回っている。
- (3) 特別区人事委員会により、一般職の給料月額を0.20%引き上げる勧告が出ている。また、勤勉手当については、0.25月引き上げる勧告が出ている。
- (4) 文京区の特別職の報酬等の額は、23区中、中位から下位に位置している。

4 本審議会における議論

- (1) 区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。
- (2) 厳しい経済状況にあつて、文京区が堅実な財政運営を行い、健全な財政状況を維持しつつ区民福祉の向上に取り組んでいることについては特別職の業績として評価する必要がある。
- (3) 昨年度の答申の内容を踏まえた上で、特別区人事委員会勧告において一般職の給料月額を 0.20%引き上げる勧告を行っているため、特別職にも同等の措置を適用することが必要である。

5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、現在の給料月額を基準として 0.20%に相当する額を上げることが妥当であるとの結論に達した。

6 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長	岩 井 隆
職務代理者	鷹 田 芳 郎
委 員	雨 宮 由 卓
委 員	岡 田 伴 子
委 員	齋 藤 修
委 員	二 瓶 紀 子
委 員	春 名 正 昭
委 員	藤 村 慎 也
委 員	宮 内 秀 一
委 員	吉 川 豊